

ヨーロッパにおける文化景観管理

— 歴史地理学的貢献を中心に —

ヴィンフリート・シェンク (ボン大学)

訳 小田匡保

- I. グローバルなアプローチ——ユネスコの世界遺産における文化景観
- II. ヨーロッパのアプローチ
 - (1) ヨーロッパ連合指令2001/42/ECを履行するための、ボン大学地理学科における2003年3月18日の専門家会議による定義の提案
 - (2) 欧州景観条約と文化景観保全の歴史地理学的コンセプト
- III. ノルトライン・ヴェストファーレン州の事例にみるドイツレベルでの歴史地理学者の貢献
 - (1) ヨーロッパの環境影響評価プロセスにおける、文化遺産のためのPlanarch (北西ヨーロッパにおける計画と考古学) の指導原理——歴史地理学の役割
 - (2) ノルトライン・ヴェストファーレン州における文化景観の地域区分
- IV. むすび

ヨーロッパにおける文化景観保護・管理のアプローチは、拘束力のない欧州評議会 (Council of Europe) の勧告 (95) 9 や暫定的に作成された欧州景観条約 (European Landscape Convention) から、ユネスコの世界遺産のように特定の保護エリアを具体的に指定するケースまで、多様である。これらのアプローチの概要は、Fig.1に示した。この

図は、Weizenegger and Schenk (2006) の論文から引用したもので、ここでは、すべてのアプローチを詳細に記述している。

本報告では、中央ヨーロッパの歴史地理学者がさまざまな立場で関与するアプローチのみに言及する。

I. グローバルなアプローチ——ユネスコの世界遺産における文化景観

ユネスコの世界遺産のなかで、文化景観¹⁾はとりわけ注目を集めている。1972年に世界遺産条約が発効してから20年後の1992年に、顕著な普遍的価値を持つ文化景観を世界遺産リストに含めることが可能になり、作業指針が作成された。文化景観は、UNESCO (2003) によって次の3つのカテゴリーに類別されている。

- (i) 人間によって意図的に設計され創り出された文化景観
- (ii) 有機的に発展した文化景観 (これは2つの下位カテゴリーに分かれる。1つは遺跡／化石景観、もう1つは現在まで継続する文化景観である)
- (iii) 関連する文化景観

1995年にポルトガルのシントラ (Sintra) がヨーロッパで最初の文化景観として世界遺産リストに加えられた。1年後、ウィーンで

キーワード：文化景観、景観管理、欧州景観条約、ドイツにおける文化景観保全、応用歴史地理学

アプローチ	メーウズほか/ドブリス評価による類型論	欧州景観条約	勧告(95)9	景観賞	ヨーロッパ証書 (Diploma)	欧州空間開発展望 (ESDP)と欧州空間計画調測網 (ESPON) / 欧州空間計画研究プログラム (SPESP)	全ヨーロッパ生物・景観多様性戦略 (PEBLDS)	ユネスコ世界遺産
首唱者/責任組織	ヨーロッパ環境庁	欧州評議会、欧州地方自治体会議により促進	欧州評議会	欧州評議会、「ヨーロッパ:共通の遺産」キャンペーンのリーダー部、現在は欧州景観条約で規定	欧州評議会	空間開発に関するEUの委員会	ヨーロッパ自然保全センター (欧州評議会その他の首唱)	ユネスコ世界遺産センター
時	1990/1995年創案 (1998年版には景観の章なし)	2004年3月1日発効	1995年	1997年以来存在、2004年以来欧州景観条約のもと、毎年授与	1965年以来、5年間授与、更新可能	ESDP: 1999年に採用、ESPON/SPESP: 1998~2000年、ESPON2006:2002~2006年	1995~2015年	1972年世界遺産条約、1992年以来文化景観
アプローチの空間レベルと程度	ヨーロッパ	ヨーロッパ、18の国が署名、11の国が批准	欧州評議会加盟国すべてに向けられる	欧州評議会加盟国すべてに向けられる	22の欧州評議会加盟国とベラルーシでの証書	ヨーロッパ連合(15の加盟国、ESPON2006では候補国も(EU25カ国))	54の国が実現に貢献	グローバル、37箇所は世界的規模で、そのうち23箇所はヨーロッパに立地
目的	類型論の発展	意識向上、景観の特定、景観の質の改善	勧告	地方自治体とNGOに授与	選定された地域に授与	ESDP: 空間計画のための政策オプション、SPESP: 操作化	景観への脅威を縮小	顕著な普遍的価値のある文化景観の保護
アプローチの説明	科学的類型論、30の景観類型	統合的、多学問的、法律文書	統合的、多学問的、法的文書 (不親切)	行為者重視のアプローチ、最良の実践研究	領域的アプローチ	ESDP: 「賢明な管理」が望まれる、SPESP: 意義と危険指標	行動重視のアプローチ (IIの行動やプロジェクト)	領域的アプローチ
景観概念	生態学的、経済的特徴、集落パターン、景観美学	すべての景観 (日常、都市、工業景観も)	絶滅危機の景観に焦点	当てはまらない、特別な定義や概念はない	自然景観または地勢に焦点	広い概念、検討されるアプローチによる	さまざまな展望、唯一性と多様性、ヨーロッパ的または特別な価値	顕著な普遍的価値のある景観、3つのカテゴリ
欠点	景観のスケールに問題、多くの文化的特徴が無視	暫定的に作成	不親切	必要十分な量が達せられない	おそらく必要十分な量が達せられない	困難なデータの状況	自然的側面に焦点	不均等な分布、膨張する登録

Figure 1 Synopsis of major approaches for conservation and management of European cultural landscapes
Source: Weizenegger, 2000, updated (all figures as of June 2006)

専門家会議が行なわれ、ヨーロッパの文化景観について検討した。こうして、今では22のヨーロッパの文化景観が世界遺産リストに登録されている。

歴史地理学者は、世界遺産景観としてのライン渓谷中流の評価に最初から参画し、ユネスコによる認証以降も、そのプロジェクトに関わり続けてきた。ハンブルク近郊のアルテス・ラント (Altes Land) (果樹栽培地域) やブレゲンツ (Bregenz) の森 (アルペン農業) に関する予備的評価は、世界遺産景観としての指定のプロセスにはまだ入っていない。

II. ヨーロッパのアプローチ

(1) ヨーロッパ連合指令2001/42/ECを履行するための、ボン大学地理学科における2003年3月18日の専門家会議による定義の提案

2001年6月27日から国の法律で環境に関する計画やプログラムを評価するように、と定めたヨーロッパ連合指令2001/42/ECを履行するためには、曖昧な法律用語「文化景観」を定義することが必要である。後掲の²⁾ 定義の提案は、省庁、記念物室、ボンとコブレントの地理学科それぞれの代表者から成る専門家会議の成果である。この会議は、2003年3月18日にボン大学歴史地理学教室で行なわれ、参加者たちは「文化景観」のテーマについて論じた。そこでは、連邦自然保全法第2条第1項第14号に従って、「歴史的・先史的」の修飾語を付けることが推奨され、「考古学的、建築学的または文化史的」のような他の語を付けることはしなかったが、これらの関心は定義自身に注記することを求めた。

「歴史的な文化景観」の用語は、ドイツ連邦自然保全法の「顕著な特徴をもった歴史的な文化景観やその部分は保全すべきである」に見

られる。しかし、専門的・法的に同じ意味を有する他の多数の用語と競合する。たとえば、修正ドイツ空間計画法第2条第13号では、「文化・自然記念物と同様に、歴史ある (grown) 文化景観は、その形成の特徴 (formative characteristics) が保全されねばならない」と述べられている。

さらに、ドイツ記念物保全者協会 (Association of State Monument Conservators in Germany) の声明書「記念物保存と歴史的な文化景観」が、基本的文書として推奨された。この声明書は、2001年6月に都市的記念物保全ワーキンググループによって作成されたものである。多数の技術的・科学的定義は、参加した学問の要求によって異なる。重要なのは、記念物保全に代わって (文化景観という語を用いる) 法律的文脈とその位置付けである。

現在、ヨーロッパのレベルにおいて有効な以下の定義が生まれた。

文化景観 (cultural landscape) は、歴史的な時間の流れにおける自然条件と人間の影響との相互作用である。したがって、動的な変化は文化景観の特徴の1つである。この用語は、類型として用いられることもあり、また空間的範囲を画定できる景観エリアとしても用いられてきた。

歴史的な文化景観 (historic cultural landscape) は、歴史的、考古学的、建築学的、文化史的な諸要素や構造によって形作られた現実の文化景観の一部であり、関連する、あるいは伝統的な意味を持つこともありうる。歴史的な文化景観においては、異なる歴史時代の諸要素や構造、エリアが隣り合わせで出現することもあり、相互に影響を及ぼすこともある。それらの相互作用は、非物質的、精神的なものであってもよい。文化景観の諸要素と構造は、経済的、社会的、政治的、美的理由により、伝統的な方法 (やりかた) ではもはや持続しない時に「歴史的」となり、過去の歴史

時代の諸要素や構造とみなされる。

歴史的文化的景観は物質史的伝統の担い手であり、記念物としての意義に独自の価値を有するようになる。

したがって、景観における具体的・実体的な諸要素と構造は本質的なものであり、歴史的重要性が割り当てられるが、記念物としての重要性は除外されねばならない。

同時に、歴史的文化的景観と個々の歴史的文化的景観諸要素あるいは記念物は、物質的・精神的参照エリア (reference area) だけでなく環境を形作る³⁾。歴史的文化的景観やその諸部分の保全は、いずれの場合にも一般の人々の関心を集めている。

(2) 欧州景観条約と文化景観保全の歴史地理学的コンセプト

ヨーロッパの文化景観管理における1つの画期は、欧州景観条約によってもたらされた。これは、アンダルシア (スペイン)、ラングドック・ルシオン (フランス)、ヴェネト Veneto (イタリア) の諸地域によって、イタリアのシエナで1993年に署名された地中海景観憲章 (Carta del paisaje mediterráneo) に基づいている。この憲章とほぼ同じ頃に、ドブリス評価 (Dobriř Assessment) (Stanners and Bourdeau, 1995) と、国際自然保全連合 (World Conservation Union) (IUCN, 1993) の出版物『生活のための公園——ヨーロッパにおける保護エリアのための行動』とが、欧州評議会を巻きこんで「景観についてのヨーロッパ条約」を作成することを勧告している。その主たる目的は次のとおりである。「景観に対する公権力の関心は、政治的に優先されるべき問題となるであろう。なぜならば、景観の質は、ヨーロッパ市民の福祉とヨーロッパの一体感の強化にとって重要な因子だからである」(Council of Europe and Congress of Local and Regional Authorities of

Europe, 1998)。

2000年10月20日、欧州景観条約がフィレンツェにおいて18カ国によって署名され、2004年3月1日に発効した。これまでに条約を批准した国はわずか11カ国である (2004年4月現在、クロアチア、デンマーク、アイルランド、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、ルーマニア、サンマリノ、スロベニア、マケドニア・旧ユーゴスラビア、トルコ)。

条約の目的は、景観の保護・管理・計画を進めることと、景観問題についてのヨーロッパ内での協力体制を組織することである。国家レベルで実現されるべき措置は次のとおりである。

- ・意識向上
- ・訓練と教育
- ・景観の特定と評価
- ・景観の特質の特定
- ・履行

条約には景観賞 (Landscape Award) が含まれている。欧州景観条約は、その第2条において「自然、農村、都市、都市周辺の諸エリアにおける土地、内水、海域」と述べ、景観を広く定義している。さらに条約は、「顕著とみなされる景観とともに、日常景観や劣化した景観をも対象とする」(Council of Europe, 2000)。条約は、ヨーロッパ市民によって実践されることになっており、「コンピュータ画面の前で理論的可能性として夢見る」だけものではない (Council of Europe and Congress of Local and Regional Authorities of Europe, 1998)。それでもなお、個々の国の伝統や組織、現場での実践を考慮して、条約はまったく一般的な用語で書かれている。

アルテンベルク (Altenberg) における会議では、景観条約のアプローチが、文化景観保全 (CLC = Cultural Landscape Care) の考え方とかなり一致することが示された。なぜならば、文化景観保全は、景観中の文化遺産の計画・対処に関する多様なアプローチを圧

倒する考え方として理解されるからである。それは、現在と未来の社会にとって、歴史的景観の中で何が重要かという省察に基づいている。Fig.2は文化景観保全のプロセスを示している。

- ・第一に、現在の景観に現存する歴史的構造と諸要素の概観が必要である。ドイツでは、「景観台帳 (Landschaftskataster)」つまり歴史的諸要素と構造を文章や写真、地図とともに目録化することについて話し合っているところである。ラインラント (Rheinland) (ノルトライン・ヴェストファーレン州の西部) では、ボンの歴史地理学者たちが、KuLaDigと呼ばれる地理情報システムに基づいて、膨大な量の目録作成に取り組んでいる。
- ・次に、これらの構造と諸要素の価値について、広く議論することが必要である。そのためには価値の基準がなくてはならない。文化景観保全の考え方において最も重要な価値は、景観諸要素あるいは構造の年代、地域的背景に関連する特異性と希少性、美的特質、地域アイデンティティにとっての重要性、などである。これらの基準は、自然・記念物保全の問題と地域計画の関心とが合わさってできたものである。ザールラント州のモデル・プロジェクトにおいては、このアプローチが非常にうまく適用されてきた。
- ・次のステップは、景観管理の戦略を議論するために、関連するすべての機関や協会、個人を結集することである。もう一度言うが、中心になる考えは、地域開発のために景観の中の遺産を活用するという点であり、景観を「チーズ・カバー」の下に置くのではない。重要なことなので強調するが、文化景観保全は、今後の開発にとって可能性があるともみなされる歴史資産が破壊されないのであれば、景観が進化することをはっきりと認めている。

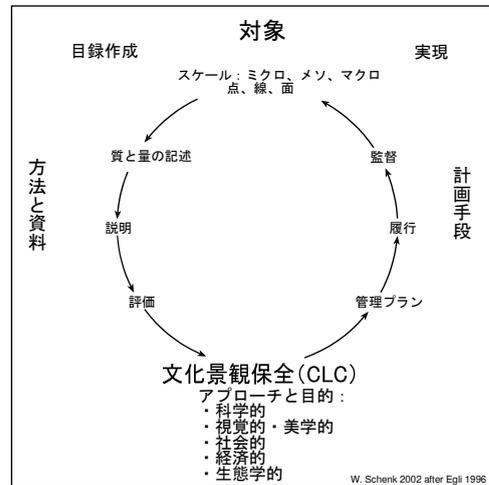


Figure 2 The concept of Cultural Landscape Care (CLC) as a circle of discussions
Source: W. Schenk 2002 after H.-R. Egli 1996 (see Schenk et al. 1997)

景観条約と文化景観保全は考え方が非常に似ているため、現在、中央ヨーロッパの歴史地理学界は、ドイツ連邦共和国に景観条約にも署名するよう説得を試みている。

Ⅲ. ノルトライン・ヴェストファーレン州の事例にみるドイツレベルでの歴史地理学者の貢献

2006年、私は文化景観研究の一般的状況について概要を述べた (Schenk 2006)。そこでは特に、文化や文化景観の問題が連邦州の所轄事項であることを例証した。連邦州における発展を展望することは、ドイツ全体の展望よりずっと重要なのである。ドイツ最大の連邦州であるノルトライン・ヴェストファーレン州は、文化景観保全に関する先駆者である。この地域内では、ラインラントが最も動きのさかんな地域である。したがって、以下においては、その前進を反映するいくつかの基本的なプロジェクトを紹介する。

(1) ヨーロッパの環境影響評価プロセスにおける、文化遺産のためのPlanarch（北西ヨーロッパにおける計画と考古学）の指導原理——歴史地理学の役割

「ヨーロッパ連合における環境評価」の一部としての「環境影響評価（EIA = Environmental Impact Assessment）」の作業指針は、文化遺産に関する国際的かつヨーロッパ内での合意に基づいている。ベルギー、ドイツ、フランス、イギリス、オランダにおけるEIAのなかで文化遺産に配慮を加えることは、Planarch研究プロジェクトの進行にしたがって集中的に論じられ比較されてきた。ヨーロッパでの理解によれば、「文化遺産」という環境因子は、次のものから成っている。

- ・考古学的遺産（考古学的記念物）
- ・建築学的遺産（建造された記念物、記念物群、記念物ゾーンまたはエリア）
- ・景観遺産（歴史的文化景観）

これに対応して、考古学的遺産（ヴァレッタ Valetta, 1992年）、建築学的遺産（ヴェネツィア, 1964年）、景観遺産（フィレンツェ, 2000年）に関する条約がある。EIAにおける文化遺産への配慮に指針が必要であることは、EIAや拘束力のある国際的な憲章・条約のための法的義務に由来している。

Planarch 2プロジェクト（北西ヨーロッパにおける計画と考古学）の目的は、歴史的環境、とりわけ考古学的遺産のみでなく建築学的遺産や景観遺産の保護と維持を、うまく地域計画決定に統合することによって促進することであった。文化遺産は一度破壊されたら代替できないという事実によって、その維持と保存は、以下のような持続可能性の議題の中心になっている。

1. 計画過程における意思決定の基礎として、考古学的資源を特定し、考古学的データを集めるための共通の基準や方法を発展

させること。

2. 考古学的遺跡の位置を特定するために、方法を発展させ、考古学的資源を評価すること。
3. 考古学的資源を管理し、それらを空間計画に統合すること。EIAの一部として歴史的環境を評価することと、考古学的なマスタープランを発展させることが中心である。
4. Planarch 2プロジェクトの内容と目的、プロジェクト・エリアの選ばれた建築学的・考古学的記念物をウェブサイト（www.planarch.org）で紹介すること。

投票の結果、ノルトライン・ヴェストファーレン州においては、82の事例中17のエリアで、文化景観の諸側面が考古学者によって検討されてきた。歴史地理学の専門家が関与した研究事例は皆無であった。今後は、すべての文化遺産をより（学際）統合的に論じることが、すべての参加者によって理解されねばならない。その最初の成果として、筆者たちは、文化景観遺産の専門家として、考古学者や記念物保全者と密接にコンタクトをとりながら、ニーダーザクセン州のいわゆる海岸高速道路A22のEIAに取り組んでいる（2005年10月～2006年3月）。

1980年以降、歴史的文化景観は、連邦自然保全法（2002年4月4日改正）において「顕著な特徴をもった歴史的文化景観やその部分は保全すべきである……」（第14号と第2号）と言及され、1998年以降は、計画法において「歴史ある文化景観は保全されねばならない……」（第13号）と言及される。文化景観は、ノルトライン・ヴェストファーレン州のような連邦州の自然・景観に関する法律においても言及されており、記念物・自然保護や文化遺産（保全）ができるようになっている。

残念なことにEIAには、歴史的文化景観の保全や配慮について、法律で定められた執行

手続きがない。したがって、景観遺産に責任のある公的機関は存在しない。1990年以降の計画のための文化景観研究分野におけるこれまでの全活動は、各種団体の多かれ少なかれ「自発性」に基づくものである。

1990年以降、特にノルトライン・ヴェストファーレン州では、計画とEIAにおける文化遺産（歴史的環境）の一部としての歴史的な文化景観の地位を改善するため、多くのロビー活動が行なわれた。最初の成果は、環境省の指令による『ノルトライン・ヴェストファーレン州における文化景観管理についての専門家の見解』（1996年、2000年出版）であった。その報告書に基づいて、現在では、歴史的な文化景観の様相は州開発計画の一部になっている。この計画は、ライン考古学委員会（RAB）、ライン記念物委員会（RAD）、ボン大学・コブレンツ大学の歴史地理学者と緊密に協力しながら行なわれるであろう。他の報告書は連邦レベルで書かれた。連邦自然保存局の指令による『ドイツ連邦共和国における文化景観と歴史的景観の部分』（1998年）である。

文化遺産の一部としての歴史的な文化景観の地位をEIAにおいて強化するためには、1994年以降の「EIAにおける文化遺産」ワーキンググループのロビー活動が非常に重要である。このワーキンググループでは、計画事務所や自然・記念物局、市・郡の部課、NGO、ノルトライン・ヴェストファーレン州の大学の地理学科の代表者たちがともに活動している。連邦レポートの第2章は、彼らの活動を扱っている。主たる目的は、ライン考古学委員会、ライン記念物委員会と緊密に協力して、景観遺産をEIAの中で法制化することである。ヨーロッパのレベルでの法律制定が、総合報告と指針の重要な目的である。そのため、ボン大学（ヴィンフリート・シェンク Winfried Schenk）とコブレンツ大学（ライナー・グラーフエン Rainer Graafen）

の歴史地理学教室、ライン考古学委員会（ノラ・アンドリコプル＝シュトラック Nora Andrikopoulou-Strack、エルマー・クニeps Elmar Knieps）、ケルンのラインラント地域連合環境対策室（ディーター・シェーファー Dieter Schäfer）、その他、ノルトライン・ヴェストファーレン州政府の各種委員会の間には緊密な協力がある。

特定の計画やプログラムの環境影響評価に関するヨーロッパ連合指令2001/42/EC（2001年6月27日）を国として履行するには、曖昧な法律用語「文化景観」を定義することが必要である。上で提示された定義は、2003年3月18日にボン大学地理学教室で行なわれた専門家会議で合意された（上の2.1参照）。さらに、記念物保全者協会の声明書「記念物保全と歴史的な文化景観」（2001年）が推奨された。考古学的・建築学的遺産は文化景観の一部である。欧州景観条約によれば、局地的で関連（連想）する意味をもった「ランドマーク」もまた重要である。結果として、特定のタイプの文化景観をなすに至らしめた非物質的な現象もまた考慮されねばならない。たとえば、宗教的・政治的・社会的・経済的あるいは美的価値体系やプロセス、土地利用、伝統、慣習などである。

歴史地理学の観点からは、「文化景観」の問題を、分断された役割分担に従って断片的に論じるよりも、統合的な方法で論じることが望まれる。歴史的な文化景観を解剖することはできず、その全体的な性格が認識されねばならない。歴史的な文化景観は、建築学的記念物や考古学的記念物には指定されない。したがって、調査を進め、文化遺産に関するデジタル情報システムの形で目録を作成することが必要である（景観条約第7条C：特定と評価）。そして、「歴史的な文化景観」の諸様相が、「景観」、「人間」、「自然」の見出しのもとにEIAで論じられるべきである。これこそまさに地理学本来のアプローチである。

(2) ノルトライン・ヴェストファーレン州における文化景観の地域区分

ここでは、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州における文化景観管理の報告書の成果を紹介する。これは、1993～1996年にノルトライン・ヴェストファーレン州環境局のために行なわれ、2000年に出版されたものである（Burggraaff 2000）。

さまざまな文化景観の区分とマーキングは、上述の基準に基づいている。景観の区分へ行く前に、我々は200万分の1衛星写真と以下の地図を利用した。地図のほとんどは、ノルトライン・ヴェストファーレン州における土地利用の独自の発展や変化、文化景観の変化を表現するために特別に編集されたもの、あるいは新たに作成されたものである。

- ・自然区分
- ・潜在的な自然植生地域
- ・埋蔵資源と採取地域
- ・1789年までの領域の発展
- ・現在までの都市の発展
- ・集落システムの一般的区分（集村か散村か）
- ・森林、荒地、沼地、干拓地の区分
- ・土地利用の発展（900年、1810/40年、1950年、1990年）
- ・1810/40年以降の文化景観の変化
- ・一次的景観と二次的景観の区分

選ばれマークされたこれらの景観の発展は、報告書において、1810/40年から現在まで総括的に記述され、国土保全目的のために評価され、今後の発展のための指導原理を作成するのに用いられた。景観プログラムにおいては、景観政策は次の10年間固定される。そのプログラムに基づき、空間計画決定のための具体的な提案が景観発展プログラムの中でなされた。

研究プロジェクトの第二の部分は文化景観研究を論じており、自然保全や記念物保存の

活動に対してと同様に、地域・局地計画にも提供されるものになっている。そのため、我々はノルトライン・ヴェストファーレン州から9つのモデル地域を選び、2万5千分の1官製地形図をベースに4つの地図を作成した。

1. 文化景観変化の地図（上述）
2. 現在の文化景観における歴史的構造と諸要素の地図（上述）
3. 人間によって作られた「ビオトープ」の地図。生物学的・生態学的理由で地図化された多くのビオトープは、実は人間によって作られた文化景観の諸要素である。ノルトライン・ヴェストファーレン州やドイツの他の連邦州においては、それらは、いわゆる「ビオトープ台帳」に登録、記述、地図化されてきた。これは、局地的・地域的レベルで文化景観を研究する際の有用な資料の1つである。
4. 文化景観諸エリアや諸部分の地図は以上の3つの地図の情報をまとめたものである。この地図は、あるエリアが、永続的な構造に基づいて、様々な文化景観諸エリアや諸部分にどのように区分されるかを示している。

最後に、ノルトライン・ヴェストファーレン州における様々なレベルでの計画のための文化景観管理の提案を述べて、報告書は結ばれている。

- a) 重要な文化景観のある州のレベル
 - ・文化景観への関心は、自然保全や記念物保存への関心のような、空間政策・計画における他の一般の関心と同等に扱われねばならない。
 - ・歴史的に発展した文化景観を、より注意深く根本的に論じることの推奨
 - ・重要な文化景観の指導原理に基づき、アイデンティティの観点から景観の外観は認識できるようにしておかねばならない。
- b) 文化景観の諸単位がある地域のレベル

- ・価値ある文化景観諸エリアの選定と自然公園における文化遺産への配慮
 - ・地域開発計画のための地域景観プログラム構想
- c) 文化景観の諸エリアがある地方のレベル
- ・より広い範囲にわたって自然保全エリアを確立する法的可能性を一貫して利用すること⁴⁾ (ノルトライン・ヴェストファーレン州景観法第2条 (b))
 - ・景観保全エリアの選定のために、文化景観の諸側面 (目に見える景観の多様性と特徴、美しさ [第21条 (2)]) を考慮すること
 - ・目に見えない管理形態と、伝統的なおかつ現在でも機能している運営形態の考慮
 - ・景観変化の決定において、EIAにおける文化遺産の取り扱いについて定めたEU指令が適用されねばならない。
 - ・計画された景観破壊 (たとえば露天掘り) に関して、歴史的な文化景観が記録されねばならない。
- d) 文化景観の諸部分がある市町村または局地のレベル
- ・歴史的な文化遺産に基づく自然保全エリアの選定
 - ・文化景観諸要素や構造、文化景観の諸部分を強調する広大な記念物ゾーンの導入
 - ・局地的な伝統と管理形態の検討
 - ・環境評価における文化遺産の検討
 - ・記録化
- e) 文化景観の諸要素がある局地のレベル
- ・記念物保存 (記念物、記念物群、記念物ゾーン)
 - ・自然保全エリア (天然記念物)
 - ・記念物保全や自然保全によっては保護されない対象の保護 (たとえば歴史的耕地、一筆耕地の形態、排水システム、水供給システム、炭焼き場所など)

(3) 自然保全エリアの管理——試験的プロ

ジェクト「ハイスターバッハの修道院景観」

研究エリア「ハイスターバッハ (Heisterbach) 溪谷」は、ボンの近く、ライン川の東岸にある自然保全エリアの一部であり、ジーベンゲビルゲ (Siebengebirge) 自然公園の一部にもなっている。

我々の研究室は、1998年、ライン記念物保存・景観保全協会 (ケルン) とケーニヒスヴィンター市 (Königswinter)、ハイスターバッハ修道院財団から、上述の文化景観研究の手順と地図を用いて、ハイスターバッハ溪谷の文化景観を分析するよう命じられた。林業や農業、都市計画、水文、住民の関心、ハイスターバッハ修道院、教育や一般への公開活動のために、開発計画と要望を作成し、文化景観の今後の発展のために調整しなければならない。これは学際的な文化景観管理プロジェクトであり、そこではさまざまな利害を顧慮しなければいけない。我々の研究室は、さまざまな利害やその実現に向けての調整も求められた。

このプロジェクトの主な目的は、すべての景観の利害を考慮しつつ、「価値ある歴史的な文化景観」を、ドイツ連邦自然保全法第2条 (1) 第13号に従って、現実的なやりかたでいかに処理・管理するか、という点にある。

1189年以降の文化景観の発展は、シトー会ハイスターバッハ修道院の活動によって大きく影響を受け、特徴づけられてきた。1189年に修道会が入る以前より、このエリアの大部分にはすでに人が居住していた。最初、修道士たちは、ペータースベルク (Petersberg) 山頂のさびしい修道院に居住した。数年後、彼らは谷に移動し、大きな教会と修道院の建物、水車小屋、農場のある新しい修道院を建設した。使われた石は、近くの石切り場から調達した。シトー会修道士の活動は景観を変化させた。ほとんどの土地は、修道会の周囲

と周辺地域で手に入れた。林業や農業、ぶどう栽培、池での魚の孵化と養魚、石切り場の開発、交易が、修道院の設立から1803年の修道会の世俗化（教会財産国有化）まで、文化景観の発展に刻印を残した。修道会は、農場や耕地、ぶどう園、養魚池、ミュールンバッハ（Mühlenbach）の水車小屋、石切り場を所有し開発した。我々は、1189年から1830年までの文化景観の発展を、総括的な文化景観変化地図にまとめた。1830年から現在までの発展は、土地利用図（1830年、1843年、1895年、1955年、1995年）と文化景観変化地図（1830年以前、1830～1895年、1895～1955年、1955～1995年）に示した。

次の段階は、今も持続する文化景観の諸要素や構造、土地利用エリアを、文化景観目録に記述し、評価し、地図化することである。文化景観の分析に基づいて、調査エリアは、残存する構造を基準に、複数の文化景観セクターに区分された。これらのセクターは、それぞれ単一の土地利用または機能によって占められている（居住エリア、石切り場エリア、林業・農業・ぶどう園エリア）。

プロジェクトの実現のために、水文報告書が別に作成された。この報告書の主な内容は、水文状況が変化してきているということである。さらに、農業や林業、生物多様性も別の報告書や陳述書で検討されたが、それらもまたプロジェクトの実現にとって必要なものである。

プロジェクトの実現のために、以下の点が考慮され、実現された。

- ・既存の博物館との協力
- ・修道院におけるビジターセンターの設立
- ・テーマ別ウォーキングコースの設置（水車小屋ルート、ぶどう園ルート、石切り場ルート、森林ルート、巡礼ルートなど）
- ・歴史的営農形態と牛飼いの復興
- ・小さな雑木林エリアの復興
- ・修道院近くの養魚池の復興

IV. むすび

本稿では、ドイツ語圏の歴史地理学者が、文化景観管理のプロセスに関して、さまざまなスケールの多くのフィールドで活動していることを例示した。歴史地理学者は、歴史的な文化景観のために、ロビーイストとしてヨーロッパやドイツの高官に政治的影響力を行使しようとしたり、市町村レベルで具体的なプロジェクトに関わったりしている。このレベルにおいて、文化景観の諸要素や構造は維持され、評価される。さらに、地域的、局地的な開発計画においては、保全的な利用を提案する。

歴史的景観保存のジレンマにおける基本的理解は、ドイツの法的規制の点では中立の立場をとる、ということである。このため、文化景観保全（CLC）の考え方に従い、共通の戦略に向けた道筋（ユネスコとEUのアプローチを含む）を示すことが指示される。この文脈において、景観保全は、歴史的遺産の空間的管理のための学際的概念として理解される。一般的には景観は、自然と人間の歴史の資料庫として、持続可能な地域開発の重要な基礎として見られるべきである。

本稿で述べた取り組みは、ドイツの歴史地理学者が、歴史や地理に関わる諸研究分野と競いながら、固有の特性を持った一つの学問として生き延びるために必要不可欠なことなのである。

〔参考文献〕

Schenk, W., "Historical Geography - an environmental historical bridge between History and Geography," *Rekishi-chiri-gaku (The Historical Geography)*, 47-4, 2005, pp.1-12.

Weizenegger, S. & Schenk, W., "Cultural Landscape Management in Europe and Germany," in Agnoletti, M. ed., *The Conservation of Cultural Landscapes*, CABI, 2006, pp.183-196.

【訳注】

- 1) cultural landscapeは世界遺産関係では通常「文化的景観」と訳されるが、本訳では「文化景観」に訳語を統一する。
- 2) この字句の訳は、国際会議資料集原稿以後の著者の修正表現による。
- 3) この文の訳は、国際会議資料集原稿以後の著者の修正表現による。
- 4) この文の訳は、国際会議資料集原稿以後の著者の修正表現による。

翻訳作業においては、吉田敏弘先生から多くの修正を賜りました。厚くお礼申し上げます。